

2 水管第 1816 号
令和 2 年 12 月 1 日

都道府県知事 殿

水産庁資源管理部長

「特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」
の制定について

第197回国会において成立した漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）第1条の規定による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）により、法第2章において新たに水産資源の保存及び管理が導入された。

法第15条の規定に基づき実施する、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。）の融通については、法、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知）並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知）に定めたところであるが、今般、その運用に係る留意事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として、別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

(別紙)

特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領

制定 令和 2 年 12 月 1 日付け 2 水管第 1816 号
改正 令和 3 年 12 月 28 日付け 3 水管第 2288 号
改正 令和 4 年 12 月 26 日付け 4 水管第 3059 号
改正 令和 7 年 10 月 22 日付け 7 水管第 1825 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 15 条の規定に基づき実施する、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。以下同じ。）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる数量をいう。以下同じ。）の融通については、法、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号。以下「基本方針」という。）、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和 2 年 10 月 28 日付け 2 水管第 1443 号農林水産事務次官依命通知）並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和 2 年 10 月 30 日付け 2 水管第 1491 号水産庁長官通知）及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和 2 年 10 月 30 日付け 2 水管第 1492 号水産庁長官通知）の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。

なお、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通については、別に定めるところによるものとする。

第 1 趣旨

特定水産資源の漁獲可能量の当初配分については、法及び基本方針において特定水産資源ごとに定める「漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等」に示された方法によって実施されることとなる。

新たな資源管理制度の導入を円滑に進めるためには、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関係業者に与える影響を緩和することが重要である。このため、都道府県間、大臣管理区分間、又は都道府県と大臣管理区分との間で行う配分量の融通に関するルールを整備し、漁獲可能量の有効活用を図ることとする。

第 2 用語の定義

本要領における用語の定義は、法及び基本方針によるほか、次の 1 から 5 までのとおりとする。

1 当初配分

法第 15 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣が、各管理年度の開始日時点の特定水産資源の「都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量」（以下「配分量」と総称する。）を定めることをいう。

2 基本シェア

基本方針別紙 2 において、特定水産資源ごとに定める「漁獲可能量の都道府県及び

大臣管理区分への配分の基準等」の規定に基づき計算され、漁獲可能量の配分に用いられる比率のことをいう。

3 融通

法第 15 条第 6 項の規定に基づき、農林水産大臣が特定水産資源の配分量を変更することのうち、①都道府県間、②大臣管理区分間又は③都道府県と大臣管理区分との間のいずれかにおける配分量の移転をいう。

4 協議

融通を希望する①都道府県水産主務課長間、②大臣管理区分に係る漁業者により構成される団体（以下「大臣管理団体」という。）の長間、③都道府県水産主務課長と大臣管理団体の長との間で必要に応じて行われる調整をいう。

5 仲介

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長から要請があった場合に、水産庁資源管理部漁獲監理官が都道府県水産主務課長及び大臣管理団体の長と行う連絡調整をいう。

第 3 都道府県別漁獲可能量の当初配分の手続

都道府県別漁獲可能量の当初配分は、次の 1 及び 2 の手続により行うこととする。

1 都道府県別漁獲可能量の当初配分の意見照会（法第 15 条第 4 項関係）

(1) 法第 15 条第 4 項の規定により当該管理年度の都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣は、基本方針の定めるところに即して、原案を作成し、各都道府県知事に対して、当該管理年度開始前に別記様式第 1 号の「＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会」により、都道府県別漁獲可能量に関する意見を聴くものとする。

(2) (1)の意見照会を受けた都道府県知事は、農林水産大臣に対して、

ア 当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第 2 号の「＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会に対する回答（同意）」により、

イ 当該意見照会に意見を提出する場合にあっては、別記様式第 3 号の「＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会に対する回答（意見）」により、

都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会に対する回答を行うものとする。

2 都道府県別漁獲可能量の当初配分の決定、公表及び通知（法第 15 条第 1 項及び第 3 項から第 6 項並びに法第 16 条第 4 項関係）

(1) 1 (2)の規定に基づき提出のあった都道府県知事の意見を踏まえて、法第 15 条第 3 項の規定により、定めようとする都道府県漁獲可能量を水産政策審議会に諮問し、その意見を聴いた上で、法第 15 条第 1 項の規定により、都道府県別漁獲可能量を定めるものとする。

(2) 農林水産大臣は、

ア 法第 15 条第 4 項の規定により、各都道府県知事に対して、定めた都道府県別漁獲可能量を、別記様式第 4 号の「＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度にお

ける都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知」により、通知するとともに、
イ 法第 15 条第 5 項の規定により、定めた都道府県別漁獲可能量を、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表するものとする。

- (3) 都道府県別漁獲可能量が定められた都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、(2)のイの公表後、法第 16 条第 4 項の規定に基づき、遅滞なく都道府県の告示において公表するものとする。

第 4 配分量の融通の手続

1 融通に係る協議及び協議の仲介

- (1) 都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長は、都道府県間、大臣管理区分間又は都道府県と大臣管理区分との間で行う融通に係る協議は当事者間で行うことが可能であるが、必要に応じて、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、別記様式第 5 号の「＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における配分量の融通に係る協議の仲介要請」により、協議の仲介を求めることができるものとする。
- (2) 水産庁資源管理部漁獲監理官は、(1)の協議の仲介の求めがあった場合は、関係する都道府県水産主務課長及び大臣管理団体の長に対して、別記様式第 6 号の「＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における配分量の融通に係る協議（意見照会）」により情報提供と協議の仲介を行うこととする。

2 配分量の融通の協議結果の届出、都道府県別漁獲可能量の融通に係る変更の願出(法第 15 条第 6 項関係)

- (1) 配分量の融通の協議が調った場合には、関係する都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、別記様式第 7 号の「＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における配分量の融通に係る協議結果の届出」により、速やかに当該協議の結果を届け出るものとする。
- (2) 都道府県知事は、都道府県水産主務課長間又は都道府県水産主務課長と大臣管理団体の長との間で配分量の融通の協議が調った場合において、当該協議により合意された数量に基づき農林水産大臣が法第 15 条第 6 項の規定に基づく都道府県別漁獲可能量の変更を行うことに異存がない場合には、別記様式第 8 号の「＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る変更の願出」により、農林水産大臣に対して、都道府県別漁獲可能量の変更を願い出ることができる。

3 配分量の変更の決定、公表及び通知(法第 15 条第 6 項及び同項において準用する同条第 3 項から第 5 項並びに法第 16 条第 5 項において準用する同条第 4 項関係)

- (1) 協議結果の届出があった場合には、農林水産大臣は、あらかじめ水産政策審議会の了解を得たものを除き、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定により、水産政策審議会の意見を聴くものとする。
- (2) 都道府県別漁獲可能量を変更しようとするときは、農林水産大臣は、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により、関係する都道府県知事に対して、別記様式第 9 号の「＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における都道府県

別漁獲可能量の変更に係る意見照会」により、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする（ただし、2の(2)により都道府県知事が都道府県別漁獲可能量の変更を願い出た場合において、当該願出に即した変更を行う場合を除く）。

(3) (2)の意見照会を受けた都道府県知事は、農林水産大臣に対して、

ア 当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第 10 号の「＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会に対する回答（同意）」により、

イ 当該意見照会に意見を提出する場合にあっては、別記様式第 11 号の「＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会に対する回答（意見）」により、

都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会に対する回答を行うものとする。(4) 農林水産大臣は、

ア 法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により、各都道府県知事に対して、変更した配分量を、別記様式第 12 号の「＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における配分量の融通の通知」により通知し、大臣管理団体の長に対しても同様に通知するとともに、

イ 法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項の規定により、変更した配分量を、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表するものとする。

(5) 都道府県別漁獲可能量が変更された都道府県知事は、知事管理漁獲可能量の変更をしたときは、(4)のイの公表後、法第 16 条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、遅滞なく都道府県において公表するものとする。

附 則（令和 2 年 12 月 1 日付け 2 水管第 1816 号）

この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）の施行の日（令和 2 年 12 月 1 日）から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 28 日付け 3 水管第 2288 号）

この通知は、令和 3 年 12 月 28 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 26 日付け 4 水管第 3059 号）

この通知は、令和 4 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（令和 7 年 10 月 22 日付け 7 水管第 1825 号）

この通知は、令和 7 年 10 月 22 日から施行する。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初
配分に係る意見照会

〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり都
道府県別漁獲可能量を定めようとしているので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15
条第 4 項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、〇年〇月〇日（〇）までに提出願い
ます。

記

（表） 〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都 道府県別漁獲可能量 （トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の目 安数量（トン）

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会に対する回答（同意）

年 月 日付けの〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会について、同意する旨を回答いたします。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会に対する回答（意見）

年 月 日付けの〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1. 希望する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	希望する都道府県別漁獲可能量の当初配分 (〇〇都道府県分)
	トン
	トン

2. 1. の都道府県別漁獲可能量を希望する理由

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表） 〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 （トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の目安 数量（トン）

別記様式第5号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長
大臣管理団体の長

＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における配分量の融通に係る協議の
仲介要請

〇〇管理年度における配分量の融通に係る協議について、下記の表のとおり希望するので、水産庁資源管理部漁獲監理官による仲介を要請いたします。

記

（表）配分量の融通に係る協議の仲介を希望する配分量

＜特定水産資源＞	配分量の融通を受けることを希望する配分量	トン
＜特定水産資源＞	配分量の融通に応じることが可能な配分量	トン

別記様式第6号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長
大臣管理団体の長

」 殿

水産庁資源管理部漁獲監理官

＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における配分量の融通に係る協議（意見照会）

このことについて、〇年〇月〇日付けで下記のとおり特定水産資源の配分量の融通に係る協議仲介の要請がありました。

つきましては、配分量の融通について、協議に応じることができないか、意見照会しますので、できる場合には〇年〇月〇日（〇）までにお知らせくださるようお願いします。

記

- 1. 配分量の融通を受けることを希望する都道府県又は大臣管理団体
- 2. 配分量の融通に係る協議の仲介を希望する特定水産資源及び配分量

＜特定水産資源＞	配分量の融通を受けることを希望する配分量	トン
＜特定水産資源＞	配分量の融通に応じることが可能な配分量	トン

別記様式第7号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長
大臣管理団体の長

＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における配分量の融通に係る協議結果の届出

〇〇管理年度における配分量の融通に係る協議について、下記の表のとおり融通の協議が調いましたので、配分量の変更の手続をお願いします。

記

（表）〇〇管理年度における配分量の融通に係る協議結果

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量			相手方の都道府県又は大臣管理区分
	融通前	融通量	融通後	
	トン	トン	トン	
	トン	トン	トン	

別記様式第 8 号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る変更の願出

〇〇管理年度における配分量の融通に係る協議について、 年 月 日付けの＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における配分量の融通に係る協議結果の届出のとおり協議が調いましたので、合意した内容で都道府県別漁獲可能量を変更するよう要望いたします。

合意した内容で都道府県別漁獲可能量を変更することに関して、法第 15 条第 6 項にて準用する同条第 4 項に基づく意見については「同意」である旨申し添えます。

別記様式第 9 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会

〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量を変更し、下記の表のとおり定めようとしており、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項により準用する第 4 項の規定に基づき貴職の意見を求めるので、〇年〇月〇日（〇）までに提出願います。

記

（表）〇〇管理年度における配分量の融通の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量（〇〇都道府県分）	
	（変更前）	（変更後）
	トン	トン
	トン	トン

別記様式第 10 号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会に対する回答（同意）

年 月 日付けの〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会について、同意する旨を回答いたします。

別記様式第 11 号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更
に係る意見照会に対する回答（意見）

年 月 日付けの〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会に
ついて、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1. 希望する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量

特定水産資源	希望する都道府県別漁獲可能量 (〇〇都道府県分)
	トン
	トン

2. 1. の都道府県別漁獲可能量を希望する理由

別記様式第 12 号

番 号
年 月 日

都道府県知事
大臣管理団体の長

】 殿

農林水産大臣

＜特定水産資源＞に関する〇〇管理年度における配分量の融通の通知

〇〇管理年度における配分量の融通の通知について、（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、）下記の表のとおり配分量を変更したので、（同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、）通知いたします。

記

（表） 〇〇管理年度における配分量の融通の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量 （〇〇都道府県分）	
	（変更前）	（変更後）
	トン	トン
	トン	トン

※ 大臣管理団体の長へ通知する場合は括弧部分を削除